

廃棄物再生事業者登録申請書等添付書類チェックリスト

申請者名： _____

No.	申請等区分 添付書類	新規	変更届				備考
			申請者住所	氏名、名称 (代表者を含む)	施設*2	事業場住所*1	
①	事業計画の概要を記載した書類	◎					<ul style="list-style-type: none"> 別紙2 再生事業に関わる内容について具体的に記載 変更の際は、変更前後を添付
②	事業の用に供する施設の概要を記載した書類	◎			◎		<ul style="list-style-type: none"> 別紙3 変更の際は、変更前後を添付
③	事業の用に供する施設	◎			◎		積替え又は保管の場所を含む
	平面図、配置図						縦断及び横断図
	立面図						
	断面図						処理能力・保管容量を算出した根拠を示すもの
	構造図						
	設計計算書						
主要な施設の写し							
④	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類)	◎			○		<ul style="list-style-type: none"> 自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し 所有権を有しない場合 借用契約書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し
	土地登記事項証明書						土地所有者と申請者が相違する場合
	土地使用権原書類						
⑤	付近の見取り図	◎					事業所付近の見取り図
	公図の写し	◎			○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設の配置を図示したもの 作成(謄写)者氏名及び作成(謄写)年月日を記載
⑥	(法人)定款又は寄附行為	○	○	○			<ul style="list-style-type: none"> 発行日より3ヶ月以内のものに限る。 目的欄に「廃棄物の再生を業とする」旨等の記載
	(法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○			
⑦	(個人)申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○			<ul style="list-style-type: none"> 発行日より3ヶ月以内のものに限る。 住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。(外国人の場合は、外国人登録証明書の写し)

No.	申請等区分 添付書類	新規	変更届				備考
			申請者住所 (代表者を含む)	施設*2	事業場住所*1	事業内容	
⑧	(法人)直前2年の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○					<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の写し(税務署の受付が確認できるもの)、同申告書に添付される貸借対照表及び損益計算書並びに納税証明書 2年分について、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていること
⑨	(個人)直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○					<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の写し及び納税証明書 2年分について、負債額が資産額に比べて大きくないこと
⑩	業務経歴を記載した書類	◎				◎	<ul style="list-style-type: none"> 別紙4(パンフレット等で代用可) 申請事業場での事業実績は2年以上必要
⑪	誓約書	◎	◎				<ul style="list-style-type: none"> 別紙5 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書面(法文を十分に確認のこと)
⑫	法に係る許認可証等の写し	○	○*3	○*3	○*3	○	必要な場合は添付
⑬	金属くず商許可証の写し	○	○*3	○*3	○*3	○	金属くずの再生を行う場合のみ
⑭	登録証の写し	—	◎	◎	◎	◎	
	その他	○	○	○	○	○	知事が必要と認める書類

* 申請手数料(静岡県収入証紙):新規(40,400円)、変更届(無料)

◎:必ず添付が必要な書類

○:該当すれば、添付が必要な書類

*1:住居表示が変更した等の事由が該当する。

*2:再生施設の追加・入れ替え・廃止、保管場所の変更運搬施設の増減等の事由が該当する。

*3:書換えたものがない場合は、申請中であることが確認できるものを提出すること。